取引条件説明書

この書面は、旅行業法第十二条の4による取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は 旅行業 法第十二条の5により交付する「契約書面」の一部になります。

第1項 募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社小樽水族館公社(以下「当社」といいます。)が企画し、実施する企画旅行であり、ご参加されるお客様は当社と企画旅行契約(以下「募集型企画旅行契約」といいます。)を締結することになります。又、旅行日程内容や条件は各コースに記載しています条件の他、この取引条件説明書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部(以下、「当社約款」)によるものとなります。

株式会社小樽水族館公社 北海道小樽市祝津 3 丁目 303 番地

<北海道知事登録旅行業 第2-785号>

第2項 旅行申込及び契約の成立時期

(契約の申込み)

- 1、当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- 2、募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- 3、上記2の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

第3項 電話等による予約

- 1、当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。
- 2、上記1の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- 3、予約者数が最少催行人員に達した時点や当社が催行判断した時点で、当社より催行の連絡をいたし

ます。当社が催行決定の連絡した日の翌日から起算した三営業日以内に当社に旅行申込書(受理又は聞取)提出と申込金の支払いをお願い致します。当社が申込金を 受理した時、旅行契約は成立します。

第4項 お申込み条件

- 1、二十歳未満の方は親権者の同意書が必要です。十五歳未満の方は保護者同行でのご参加を条件とさせていただきます。
- 2、健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方など、その他特別な配慮を必要とされるお客様はその旨お申し出下さい。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。尚、お客様からのお申し出に基づき、当社が講じた特別な措置に必要な費用はお客様のご負担となります。
- 3、旅行目的やご参加にあたり特別な条件を定めている旅行については、お客様の性別、年齢、資格、技能その他の条件を満たしていない場合はご参加をお断りする場合がございます。
- 4、お客様のご都合による別行動は原則としてできません。

第5項 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 1、応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
- 2、旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
- 3、旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他反社会的 勢力であると認められるとき。
- 4、旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な 言動若しくは 暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 5、旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは 当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 6、その他当社の業務上の都合があるとき。

第6項 契約の成立時期

- 1、募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。
- 2、通信契約は、上記1の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時 に成立

するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通 知が旅行者に 到達した時に成立するものとします。

第7項 契約書面の交付

- 1、当社は、前項の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、 旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」 といいます。)を交付します。尚、申込書のお客様控え、申込金及びその領収書、本取引条件書面をもって契約書面とします。
- 2、当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、 契約書面に記載するところによります。

第8項 確定書面の交付

- 1、契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは各施設の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の各施設及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)を交付します。
- 2、前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 3、確定書面を交付した場合には、「当社約款」の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を 負う旅 行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

第9項 旅行代金支払い時期と旅行代金変更について

- 1、お客様は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する 金額の旅行代金を支払わなければなりません。
- 2、旅行代金に含まれるものとして、旅行日程に明記した、運送機関の運賃・料金、食事の料金及び税・サービス料、有料観光施設の料金(入場料等)、その他パンフレット等において旅行代金に含まれる旨を表示したもの。
- 3、上記2はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しは致しません。
- 4、上記2の他は旅行代金に含まれません。

5、旅行代金はパンフレットごとに表示しております。旅行開始当日を基準に満六歳以上のお子様は大人料金となります。満三歳以上六歳未満のお子様はバス座席確保のみの提供となり、料金は各パンフレットに記載しております。

第10項 契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の 命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明 して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないとき は、変更後に説明します。

第11項 旅行代金の額の変更

- 1、募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金(以下 この 条において「適用運賃・料金」といいます。)が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募 集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適 用運賃・料金に比べて、通常想定さ れる程度を大幅に超えて増額又は減額される場合におい4 ては、当社は、その増額又は減額される金額 の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少する事ができます。
- 2、当社は、1の定めるところにより旅行代金を変更するときは、旅行開始日の前日から起算して さかのぼって十五日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

第12項 旅行者の交替

- 1、当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者 に譲り渡すことができます。
- 2、旅行者は、上記1に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
- 3、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位 を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するもの とします。

第13項 契約の解除

(旅行者の解除権)

旅行者は、いつでも「当社約款」に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除 することができます。旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始 前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

- 1、当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が「当社約款」に掲げるもの の 他の重要なものであるときに限ります。
- 2、「当社約款」に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- 3、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令そのの事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 4、当社が旅行者に対し、「当社約款」の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- 5、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 6、旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、「当社約款」にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- 7、上記6の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった 部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、上記6の場合が当社の責に帰すべき事由によらない 場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又は これから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

(当社の解除権等-旅行開始前の解除)

- 1、当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。
- 2、旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- 3、旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- 4、旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると 認められるとき。
- 5、旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

- 6、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 7、旅行者が「当社約款」第七条第五号から第七号までのいずれかに該当ることが判明したとき。
- 8、旅行者が「当社約款」第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対して定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
- 9、旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき、募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては十三日目(日帰り旅行ついては、三日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

(当社の解除権 - 旅行開始後の解除)

- 1、当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
- 2、旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- 3、旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 4、旅行者が第七条第五号から第七号(当社約款)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 5、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他 の当社 の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- 6、当社が「当社約款」の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の 契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に 提供を受けた旅行サー ビスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものと します。
- 7、上記2の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

第14項 旅行代金の払戻し

前項の規定により旅行代金が減額された場合又は募集型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して七日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

(契約解除後の帰路手配)

- 1、当社は、「当社約款」の規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、 旅行者の 求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手 配を引き受けます。
- 2、上記1の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担と します。 第15項 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行取消をする場合、次に定める取消料をお支払頂きます。 当社 約款(第十六条第一項関係)

- 1、国内旅行に係る取消料
- イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 10 日目)に当たる日以降に解除する場合(p からままでに掲げる場合を除く。) ※旅行代金の p p p p0 %
- ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ハか らホまでに掲げる場合を除く。) ※旅行代金の30%
- ハ. 旅行開始日の前日に解除する場合 ※旅行代金の40%
- ニ. 旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。) ※旅行代金の50%
- ホ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 ※旅行代金の100%

第16項 団体・グループ契約

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者) 1、当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

- 2、契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 3、当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は 義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第17項 添乗員・旅程管理

(旅程管理)

当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りで はありません。

1、この旅行には添乗員は同行しません。

- 2、旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、 募集型企 画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を 講ずること。
- 3、上記2の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サー ビスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の 旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更す るときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(当社の指示)

旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円 滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(保護措置)

当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、 必要な措置 を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、 当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が 指定する期日まで に当社の指 定する方法で支払わなければなりません。

第18項 当社の責任

- 1、旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命 令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 2、当社は、手荷物について生じた上記1の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては十四日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(特別補償)

- 1、当社は、規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- 2、上記1の損害について当社が第18項1の規定に基づく責を負うときは、その責任に基づいて支払 うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなしま す。
- 3、前項に規定する場合において、規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社約款の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。)に相当する額だけ

縮減するものとします。

4、当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施 する募 集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

(旅程保証)

- 1、当社は、「当社約款」に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機 関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。)を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表下欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に支払います。 ただし、当該変更について当社に第二十七条第一項「当社約款」の規定に基づく責任が発生 することが明らかである場合には、この限りではありません。
- 2、次に掲げる事由による変更 イ 天災地変 ロ 戦乱 ハ 暴動 ニ 官公署の命令 ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止へ当初の運行計画によらない運送サービスの提供 ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- 3、第十六条から第十八条「当社約款」までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。
- 4、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一募集型企画旅行につき旅行代金 9 に十五%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変 更補償金を支払いません。5、当社が「当社約款」の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第 二十七条第一項「当社約款」の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、 旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、 同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の 額とを相殺した残額を支払います。

6、変更補償金

(第二十九条第一項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更 一件あたりの率 (%) ・契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更。 旅行開始前 1.5% 旅行開始後 3.0% ・契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます。) その他の旅行 の目的地の変更。 旅行開始前 1.0% 旅行開始後 2.0% ・契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級 及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り ます。) 旅行開始前 1.0% 旅行開始後 2.0% ・契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 旅行開始前 1.0% 旅行開始後 2.0% ・前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に

記載があった事項の変更 旅行開始前 2.5% 旅行開始後 5.0%

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合 をいい、 「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場 合をいいます。 注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面 | とあるのを「確定書面 | と読み替えた上で、 この表を適用 します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容と の間又は確定書面の記載内容 と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件とし て取り扱います。 第19項 旅行者の責任 1、旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、 当該旅行者は、損害を賠償しな ければなりません。 2、旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際 しては、当社から提供された情報を活用し、 旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容につ いて理解するよう努めなければ 10 なりません。 3、旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載 された旅行サービスを円滑に受領するため、万一、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識 したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に 申し出なければなりません。 第20項 営業保証金 1、当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又 は構成者は、その取引によって生じた債権 に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託 している営業保証金から弁済 を受けることができます。 2、当社が営業保証金を供託している供託所 の名称及び所在地は、次のとおりです。 名称:大阪法務局 所在地:大阪市中央区谷町2丁目1番17号 大阪第2法務合同庁舎 第21項 個人情報の取扱い 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情 報において、お客様との連絡や必要な 範囲内で利用させていただきます。又、旅行に対するご意見・ご 感想提供やアンケートの お願いの為にお客様の個人情報を利用させていただく場合がございます。同意 の上、ご了 承下さい。 第22項 その他 1、本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社約款 (募集型 企画旅行契約の部)の定めるところによります。 2、当社は旅行業約款により、お客様が募集型企画旅 行参加中に被られた損害については一定 の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行 いただく為、お客様ご自身 でも旅行傷害保険に加入されますようお勧め致します。 3、ご集合時間は厳 守して下さい。集合時間に遅れ、参加出来ない場合の責任は一切負いかね ます。 4、道路状況やその他 の予期せぬ状況により、予定通りに行程が進まない場合があります。